

熊本北部流域下水道指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成１５年６月に地方自治法の一部改正（同年９月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「熊本北部流域下水道」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項、熊本県下水道事業の設置等に関する条例（昭和６３年熊本県条例第３８号）第１６条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成１６年熊本県条例第４４号）第３条の規定に基づき、熊本北部流域下水道の指定管理者を募集します。

１ 対象施設の概要

（１） 名 称

熊本北部流域下水道

（２） 所在地

ア 終末処理場（熊本北部浄化センター）

熊本市北区鶴羽田町１２－１

イ 清水ポンプ場

熊本市北区高平３－４１－２４

ウ 弓削ポンプ場

熊本市北区弓削６－６－１

エ 幹線管きょ流量測定及び水位観測システム

熊本市北区清水新地地内等１６箇所

熊本市北区鶴羽田地内等１２箇所

オ 幹線管きょ及び放流管きょ

熊本市ほか計画区域内一円

カ その他流域下水道施設 次の路線沿いの各水路

熊本市道飛田町四方寄町第１号線、熊本市道鶴羽田町四方寄町第１号線及び熊本市道飛田町鶴羽田町第１号線沿いの水路

（３） 施設の設置目的、役割等

熊本北部流域下水道は、熊本市北東部の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、熊本市（旧熊本市及び旧飽託郡北部町）、菊池郡菊陽町及び合志市（旧合志町）の区域を対象に昭和５７年度から事業着手し、平成元年３月に一部の区域を対象に供用を開始しました。

平成１５年度から旧鹿本郡植木町の区域（計画処理区域面積４２３ha）を地区に編入し、同区域については平成１９年度に供用を開始しました。

また、平成２６年度には、合志市の西合志処理分区（計画処理区域面積５１１ha）を地区に編入し、平成２８年度に汚水の入入れを開始しました。

(4) 施設の沿革

- ・昭和57年度 熊本北部浄化センター用地買収に着手
- ・昭和60年度 熊本北部浄化センター建設工事に着手
- ・平成元年3月 一部供用開始、清水ポンプ場供用開始
- ・平成5年度 弓削ポンプ場供用開始
- ・平成19年度 植木幹線供用開始
- ・平成28年度 西合志処理分区受入れ開始

(5) 施設内容、規模等

全体計画と現況の概要

	全体計画	令和8年3月末現在
関連市町村	熊本市、合志市、菊陽町	
処理面積	4,999ha	4,566ha
処理人口	225,600人	219,119人
排除方式	分 流 式	
処理方式	凝集剤添加ステップ流入2段硝化脱窒法＋急速ろ過法	標準活性汚泥法、凝集剤添加ステップ流入2段硝化脱窒法
放流水質	BOD:7.0mg/l、T-N:17.0mg/l、T-P:3.0mg/l	(平均)BOD:3.4mg/l、T-N:14mg/l、T-P:1.7mg/l
冬季日最大汚水量	114,380m ³ /日	79,304m ³ /日
処理能力 (冬季日最大)	115,000m ³ /日	111,150m ³ /日
主要施設概要	・終末処理場 13.5ha、水処理10池 ・中継ポンプ場 2箇所 ・幹線管きょ 24.51km	・終末処理場 13.5ha、水処理10池 ・中継ポンプ場 2箇所 ・幹線管きょ 24.51km

※ 令和8年度維持管理実施状況等の詳細は別添「熊本北部流域下水道指定管理者業務仕様書」別添「施設概要書」のとおり

(6) 現在の管理運営体制

現在の管理受託団体（指定管理者）

…九テク・熊環・熊エンジニアリング委託業務共同企業体

(7) 施設の利用実績

過去3年間の年間流入水量の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
流入水量(m ³)	25,580,012	26,686,268	27,479,618

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

熊本北部流域下水道は、坪井川及び堀川の流域に所在する熊本市、合志市及び菊陽町で生じる下水を処理することにより、これら地域の水質の保全と生活環境の改善を図るための、地域における重要な社会基盤の一つです。

このたび、熊本北部流域下水道事業では、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに管理経費の節減を図るため、公募により指定管理者を募集します。

当事業の管理運営においては、次に掲げる項目を基本的な考え方とします。

- (1) 流域下水道施設を適正かつ効率的に管理運営することにより、放流水質の基準を厳守すること。
- (2) 生じる汚泥を適正にかつ確実に処理すること。
- (3) 省資源や省エネルギーについても関係機関と協力し推進すること。

なお、物件設置の許可、監督処分等の下水道管理者（県）が行うべき公権力の行使に係る事務等を指定管理者が行うことはできません(注)。

(注) 平成16年3月30日付け国都下企第71号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長通知（参考資料1）

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

ア 下水道法（昭和33年法律第79号）、熊本県下水道事業の設置等に関する条例その他の下水道関係法令

イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）その他の水質規制関係法令

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の廃棄物処理関係法令

エ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）その他の環境保全関係法令

オ 地方自治法その他の行政関係法令

カ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令

キ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建設業法（昭和24年法律第100号）その他管理物件の維持管理又は保守点検に関する法令

ク その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個

個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。

- ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

- (2) 別添「熊本北部流域下水道指定管理者業務仕様書」に定める要求性能を維持達成するため、下水道施設の運転管理を適切に行ってください。
- (3) 施設設備の維持管理及び物品等の調達管理等を適切に行ってください。
- (4) 見学者対応その他の外来者対応業務等のため、通常業務日の日中勤務時間中は終末処理場内に常時人員を配置してください。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

※ 指定管理者が行う業務の範囲の細目的事項、業務対象施設の範囲及び施設増設・更新計画等については、別添「熊本北部流域下水道指定管理者業務仕様書」のとおりです。

5 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

熊本北部流域下水道の管理に要する経費は、県から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格

3,454,809千円（3年間）（消費税及び地方消費税を含む）

(年度別内訳)

令和9年度(2027年度) 1, 160, 800千円

令和10年度(2028年度) 1, 139, 513千円

令和11年度(2029年度) 1, 154, 496千円

※ 消費税及び地方消費税の税率は10%です。

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

7 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)でなければいけません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)(参考資料2)に基づく登録を受けており、かつ下水道法その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が10,000m³/日以上で標準活性汚泥法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。

※ 事業協同組合、協業組合その他これらに類する組合等(以下、組合等という。)や複数の法人等でグループを構成して申請する場合の参加資格の取扱いについては、以下のとおりとします。

- ・参加資格(1)～(7)については、組合等、事業に携わる組合員及び構成員の全部が満たすこと。
- ・参加資格(8)～(10)については、組合等、事業に携わる組合員及び構成員の全部又は一部が満たすこと。

また、次の事項について留意してください。

- ・申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、事業に携わる組合員やグループの構成員は他のグループの構成員等となり又は単独で申請を行うことはできません。
- ・複数のグループを構成する場合、代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ・申請書の記名等については、事業に携わる組合員または構成員全員が行うこと。
- ・「８ 提出書類」の(３)から(９)については、事業に携わる組合員または構成員それぞれについて提出すること。また、(９)イについては、組合等またはグループで提出すること。

８ 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (１) 指定管理者指定申請書（別紙様式１）
- (２) 熊本北部流域下水道指定管理者事業計画書（事業計画書）（別紙様式２）及び収支予算書（別紙様式３）
- (３) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (４) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (５) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (６) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (７) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (８) 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- (９) その他知事が必要と認める書類
 - ア 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらの準ずる書類）
 - イ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - ウ 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書（別紙様式４）

９ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (１) 受付期間 令和８年９月４日（金）から令和８年１０月５日（月）まで

- (2) 受付方法 質問票（別紙様式5）に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出してください（電話での質問は受け付けません。）

10 図書の閲覧及び現地説明会

希望者には、次の日程等により、施設機能報告書、維持管理年報その他参考図書の閲覧及び熊本北部浄化センターの施設の現地説明会を行います。現地説明会に当たっては、法人等の名称及び参加する方の氏名を事前に下水環境課に申し込んでください。

また、図書閲覧及び現地説明会に当たっては立入禁止箇所には立ち入らないなど、必ず職員の指示等に従ってください。閲覧中及び施設の確認中の事故等の責任も負いかねますので、その旨あらかじめ御了解のうえ申し込んでください。

(1) 図書の閲覧

- ア 実施期間 令和8年9月4日（金）から令和8年10月5日（月）まで
（県の休日を除く。）
- イ 実施時間 午前8時30分から午後5時まで
- ウ 実施場所 熊本県土木部道路都市局下水環境課（県庁行政棟本館12階）

(2) 現地説明会

- ア 実施期間 令和8年9月16日（水）
 - イ 実施時間 午前10時から午後0時まで
 - ウ 実施場所 熊本北部浄化センター
- ※ 現地説明会等については、申込に応じ事前に打ち合わせを行い調整します。

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 熊本県土木部道路都市局下水環境課（県庁行政棟本館12階）
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2529 ファクシミリ 096-385-7398
- (2) 提出期間 令和8年9月14日（月）から令和8年10月5日（月）までの日
（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。
 - ※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
 - ※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。
- (3) 提出部数 正本1部、副本11部
副本についてはコピーで構いません。

12 選定方法

- (1) 指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定します。なお、指定管理候補者選考委員会では、各委員が次の選考基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

(2) 審査基準と配点

審査基準及び審査内容		配点
事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであるか。 ・ 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ※選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。		適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ・ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ウ 類似施設の運営実績	35
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 ア 資源リサイクル、廃棄物の適正処分及び環境問題への取組、グリーン購入の推進、省資源・省エネルギーの推進等 イ 普及啓発・広報活動への取組姿勢・方針等 ウ 地域経済、地域貢献及び産業振興に対する視点	10
合 計		100

13 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

14 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (4) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- (5) その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

15 選考委員会

令和８年１０月以降に開催する予定です。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方におかれましては、提案内容等の説明及び委員からの質疑に対する応答等をお願いします。時間、場所については、後日連絡します。

16 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

17 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

(１) 指定管理者は令和８年１２月熊本県議会の議決を経て指定されます。

(２) 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、令和９年度から令和１１年度までにおける各年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

(３) 次に定めるときは、県が委託料を減額することがあります。

ア 指定管理者が仕様書に定める放流水質基準を達成できないとき、又は仕様書に定める管理目標基準を頻繁に達成できないとき。

(４) 次に定めるときは、県と指定管理者が協議のうえ、委託料を変更することがあります。

ア 各年度において、流入水量実績が仕様書に定める流入予測水量に対して１０００分の２５を超える相違が見込まれ、県又は指定管理者が流入水量により変動を受ける費用（薬品費及び汚泥処分費等）について、委託料の変更を求めたとき。

イ 指定管理者が仕様書に定める維持管理水準を満たさず、施設及び設備等に経年劣化の程度を超えた劣化や破損が認められたとき。

ウ その他、委託料の額を変更すべき特別な事情が生じたとき。

18 その他

(１) 提出書類はお返しできません。

(２) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。）

(３) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

19 留意事項

(１) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「７参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

20 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 流域下水道指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 流域下水道管理業務の収支予算書（別紙様式3）
- (4) 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書（別紙様式4）
- (5) 質問書（別紙様式5）
- (6) 熊本北部流域下水道指定管理者業務仕様書（施設概要書を含む。）
- (7) 熊本北部流域下水道の管理運営に関する協定書（案）

《 問い合わせ先 》

熊本県土木部道路都市局下水環境課 田山、川野

電 話 096-333-2529

ファクシミリ 096-385-7398

電子メール gesuikankyo@pref.kumamoto.lg.jp